

## 令和元年度区外施設定期監査の結果に関する報告

### 第1 監査の概要

#### 1 監査実施日

令和元年7月19日（金）

#### 2 監査の対象施設

目黒区興津自然学園

#### 3 監査対象部局

教育委員会

#### 4 監査の主眼点

- (1) 施設の管理運営及び運営は適切に行われているか。
- (2) 財産・物品の管理は適切に行われているか。

#### 5 監査の方法

目黒区興津自然学園において、監査委員による説明聴取等の方法により実施した。

### 第2 監査の結果

#### 1 指摘事項

施設の管理及び運営等は適切に行われており、指摘する事項は認められなかつた。

#### 2 意見・要望事項

今回の監査の結果、検討すべき課題があると考えられるので、それらに関し以下のとおり意見・要望を述べる。

##### (1) 施設の活用について

興津自然学園に関しては、自然宿泊体験教室の場として、現在、小学校4年生（東山小学校を除く21校）、同5年生（東山小学校）、同6年生（東山小学校を除く21校）と特別支援学級（4校合同）が利用している。

その中で、小学校4年生の自然宿泊体験教室の内容が30年度から大きく変更された。29年度以前は、2泊3日が20校、1泊2日が1校であったところ、30年度からは、21校のすべてが1泊2日の利用に減じてしまっている。

宿泊数を短縮した主な理由は、小学校学習指導要領の改訂によって、区では外国語活動を先行実施するところとなり、その関係から必要な授業時数を確保し、ゆとりある教育課程を実現するために取られた措置とのことであった。

この結果、同学園の学校の使用が年間 20 日減少している。

30 年度においては、7 月 20 日を除く 7 月から 8 月にかけての夏季休業日や、12 月から翌年 3 月の間で学校の施設利用の実績がない。これらのことから、施設の有効活用は引き続きの課題となっている。

学校以外で、同学園を目的外使用できる団体は、現在区内青少年団体のほか、教育長が必要と認める場合に限られており、30 年度は 1 団体 14 人が、自然体験を活かして今後の地域の青少年活動等に役立てるために使用したにとどまる。

そのため、対象団体に対して団体利用が可能であるとの周知に努めると共に利用可能な団体の範囲拡大等が必要と考えられる。地元が懸念する民宿への影響の点もあるが、一方では地域の消費拡大に貢献できる側面もあると思われる所以、改めて興津区とも必要な協議を行いながら、使用できる対象団体を広げるなどの検討を進めて欲しい。

## (2) 災害発生時の地元との協定に関する対応について

現在津波等発生時に興津自然学園を避難所として使用するための協定が次のとおり 2 件結ばれている。

- ・ 避難所使用に関する協定書（締結先：興津区、締結日：22 年 8 月 4 日、以下「興津区協定」と略称する。）
- ・ 津波等発生時における緊急一時避難施設の協力に関する協定書（締結先：勝浦市、締結日：27 年 12 月 1 日、以下「勝浦市協定」と略称する。）

具体的に避難所等として提供するスペースに関しては、勝浦市協定では、屋外の「職員用駐車場 150 m<sup>2</sup>」と明記されている。興津区協定では、特に定められていないが、協定締結後、学校利用中の時期は北棟 3 階フロア、それ以外の時期は屋内運動場と決められた。東日本大震災の際には、興津区協定に基づき、3 月 11 日から 12 日にかけて屋内運動場に避難所が設置され、166 人が避難し、そのうち 10 人が宿泊されたとのことであった。

災害は季節や時間帯、天候を選ばずに発生する。たとえ「一時」の利用であっても、勝浦市協定にある職員用駐車場が、冬季や雨天時などにおいて適切な避難施設になるとは思えない。また、現協定の状況から、災害発生時には、興津区の方は屋内に、それ以外の方（例えば隣接の守谷区の人たち）は屋外にという対応になる。しかし、そのような扱いは非現実的である。

所管課の説明では、避難場所の指定は勝浦市の意向による。あくまで一時的な利用であり、同学園としては興津区協定を踏まえ「柔軟に対応する」とのことであった。そうであるならば、興津区以外の人たちも施設内に受入れる前提の事前計画が必要となり、また、勝浦市協定の内容と異なる対処になるため、協定の修正も課題となる。現実に即した適切な対応を図られたい。

以 上